

弊社に対する行政処分の公表

弊社は、平成29年9月8日、回送運行中に携帯電話を使用した事案が発生し、平成29年10月3日に、国土交通省神戸運輸監理部長より文書警告処分を受けました。

行政処分の内容等は、下記の通りでございますが、今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

お客さまにはご迷惑・ご心配をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。

1. 行政処分日 平成29年10月3日（火）
2. 対象営業所 山陽バス株式会社 垂水営業所
所在地：神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号
3. 処分内容 文書警告
4. 主な処分条項 運転者に対する指導監督が一部不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)